

令和 9 年度

【コミュニティ助成事業】

申請の手引き

この手引きは、次年度のコミュニティ助成事業補助金の申請手続についてご案内するものです。

申請に当たっては、一般財団法人自治総合センターが作成する令和 9 年度コミュニティ助成事業の実施要綱、留意事項を必ず内容をご確認ください。

○申請受付期間

一般コミュニティ助成事業：令和 8 年 9 月 15 日（火）まで

コミュニティセンター助成事業：令和 8 年 10 月 7 日（水）まで

○お問い合わせ先

佐渡市役所地域振興部地域産業振興課地域支援係

〒952-1292 佐渡市千種 232 番地

電話 0259-67-7863

FAX 0259-63-5125

E-mail chiiki@city.sado.niigata.jp

令和 8 年 8 月

佐渡市役所 地域産業振興課

1 事業の目的

事業の目的

一般財団法人自治総合センターが実施する宝くじの社会貢献広報事業を活用して、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るために、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等に要する経費に対し、補助金を交付するものです。

2 補助要件等

(1) 助成対象者

コミュニティ組織（集落・自治会等）が対象です。

- ・地域に密着した団体であっても、特定の目的で活動する団体、PTA、体育協会等は除きます。また、宗教団体、営利団体、公益法人及び地方公共団体が出資している第3セクター、その活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等は除きます。

(2) 助成事業

①一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

②コミュニティセンター助成事業

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。

(3) 補助金の額

補助金は、1件につき次の額で10万円単位（10万円未満を切り捨て）とする。

①一般コミュニティ助成事業

100万円から250万円まで

②コミュニティセンター助成事業

対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、2,000万円まで。

各事業は、次の要件を満たすものとする。

- ・宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。
- ・令和9年4月1日以降に実施し、翌年3月31日までに完了するもの。
- ・原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの。

3 申請手続き

(1) 提出書類

補助金の交付を申請する際は、事前に以下の書類を提出してください。

- ①要望書（申請書）
- ②別記様式第1号
- ③別記様式第1号別表
- ④その他添付書類（必要書類一覧表を確認してください）

(2) 提出期限

一般コミュニティ助成事業：令和8年9月15日（火）17時まで

コミュニティセンター助成事業：令和8年10月7日（水）17時まで

(3) 提出先

佐渡市役所地域振興部 地域産業振興課 地域支援係

〒952-1292

佐渡市千種 232 番地

E-mail：chiiki@city.sado.niigata.jp

メールによる提出も可能です。ただし、添付ファイルの容量等によりメールが届かない場合があるため、送信後は電話で受信確認をしてください。

(3) 審査結果通知

自治総合センターによる審査結果は、令和9年4月に通知する予定です。

不採択の理由についてはお答えできませんのでご了承ください。

4 採択後の注意事項

(1) 補助金申請

採択決定後、再度補助金の申請手続きが必要です。

提出された申請書類の内容審査の結果、市が交付を認めたときは交付決定通知書により通知します。交付決定日より前に着手した経費は、補助の対象外となりますのでご注意ください。